

山梨県未利用材活用・再造林促進事業費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 未利用材活用・再造林促進事業の適正な実施については、山梨県未利用材活用・再造林促進事業費補助金交付要綱（令和7年6月10日付け林振第157号。以下「交付要綱」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(事業計画)

第2条 交付要綱第5条に規定する必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 未利用材活用・再造林促進事業計画書（様式第1号）
- (2) 未利用材搬出計画箇所一覧（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第3号）

(実施報告)

第3条 交付要綱第8条に規定する必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 未利用材活用・再造林促進事業実施報告書（様式第4号）
- (2) 搬出材積集計表（様式第5号）
- (3) 搬出材積算出根拠（受け入れ伝票等の写し）
- (4) 各取組の状況写真、未利用材の搬出状況写真及び搬出後の林地状況写真
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書、伐採作業に関する請負契約書や売買契約書等
- (6) 森林所有者が搬出終了後の状況を確認したことが判る書面（様式第6号）、搬出箇所の伐採材積が確認できる書面の写し

(材積算出)

第4条 補助単価を乗じる材積（ m^3 単位）は、丸太換算とし、次のいずれかにより算出するものとする。

- (1) 日本農林規格に定める素材の標準的な材積の計算式により算出
- (2) 重量に次の係数を乗じて算出。ただし、針葉樹と広葉樹が混在する場合は、広葉樹の係数により算出
イ 針葉樹 $1\text{ t} = 1.3\text{ m}^3$
ロ 広葉樹 $1\text{ t} = 0.8\text{ m}^3$
- (3) 層積（材を積んだ空間体積）に換算率 0.625 を乗じて算出

(伐採地における上限)

第5条 伐採地においてこの補助金が対象とする未利用材の材積は、伐採材積の30%を上限とする。

附 則

この要領は、令和7年6月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年3月31日から施行する。

様式第 1 号

未利用材活用・再造林促進事業計画書

未利用材の木質バイオマス資源としての活用を推進するとともに、再造林コストを低減させ、森林資源の循環利用を促進するため、次の取組を行います。

1 搬出する未利用材及び搬出箇所

(別添 未利用材搬出計画箇所一覧 (要領様式第 2 号) のとおり)

2 取組

端材又は末木、枝条の効率的な搬出のため、次の取組を行います。(複数選択可)

- 全木集材、全幹集材の導入による収集の効率化
- コンテナ型トラックの導入による積込の効率化
- コンテナ型等フォワーダの導入による積込の効率化
- 中間土場に未利用材を集積してチップ化し、運搬することによる輸送の効率化
- 複数箇所で発生した未利用材を一括して回収・運搬することによる輸送の効率化
- 再造林の効率化 (必須)
- その他 ()

様式第2号

未利用材搬出計画箇所一覧

次の箇所において、林内に残されている未利用材を搬出します。

通し 番号	搬出地	運搬先	未利用材の区分	予定運搬 材積	摘要
計					

記載要領

- ・ 未利用材の区分は、「端材、末木、枝条」、「その他再生林に支障となる林地残材」のいずれかとし、摘要欄へ補足説明を記入すること。
- ・ 「端材、末木、枝条」を選択する場合は、実績報告時に、受け入れ伝票に「端材」「末木」「枝条」と記載があるもののみ補助対象とすることに留意すること。「丸太」と記載のあるものは補助対象としない。
- ・ 皆伐地においては、事業実施要領に定める皆伐地における上限材積として、予定伐採材積の30%を記入すること。
- ・ 風倒・病虫害被害による被災森林であって、再生林に支障のある被害木・枯損木を伐採地から搬出する場合、または再生林に支障となる過去の伐採時に集積された未利用材を搬出する場合は、伐採材積の上限は適用しない。
- ・ 運搬材積はm³単位とし、小数点以下は切捨てとする。

様式第 3 号

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1 の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

山梨県知事

様

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕
(ふりがな)

氏 名 (男・女) ⑩

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

様式第4号

未利用材活用・再造林促進事業実施報告書

未利用材の木質バイオマス資源としての活用を推進するとともに、再造林コストを低減させ、森林資源の循環利用を促進するため、次の取組を行いました。

取組の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
-------	-------------------

1 搬出実績

(別添搬出材積集計表(要領様式第5号)のとおり)

2 取組

- 全木集材、全幹集材の導入による収集の効率化
- コンテナ型トラックの導入による積込の効率化
- コンテナ型等フォワーダの導入による積込の効率化
- 中間土場に未利用材を集積してチップ化し、運搬車両を大型化することによる輸送の効率化
- 複数箇所が発生した未利用材を一括して回収・運搬することによる輸送の効率化
- 再造林の効率化(必須)
- その他()

3 再造林の予定時期

再造林の期間	令和 年 月～令和 年 月
--------	---------------

※備考 再造林完了後、森林法に基づく伐採後の造林に係る森林の状況報告書を市町村宛ての提出に併せて、その写しを提出すること。

なお、災害等、補助事業者の責に因らない事由で完了期限までに再造林が完了しない場合、上記再造林の期間までに、本様式に変更となる再造林の予定時期及び事由を附して、再提出すること。

様式第5号

搬出材積集計表

通し 番号	搬出地	運搬先	未利用材の区分	受入伝票 等の数量	伝票 単位	材積換算 の要否	換算 係数	運搬 材積	上限 材積	摘要
計								0		

記載要領

- ・ 「通し番号」は、搬出材積の算出根拠（受入伝票等）ごとに採番するものとし、実績報告書に添付する「受入伝票等の写し」及び「伐採及び伐採後の造林の届出書等の写し」の両者に当該番号を記入すること。
- ・ 受入伝票等の数量が、重量、層積による場合は、事業実施要領の規定に従って運搬材積を算出すること。
- ・ 運搬材積はm³単位とし、小数点以下は切捨てとする。
- ・ 「上限材積」は、要領第5条に定める皆伐地における上限材積（伐採届等に記載された値の30%）に相当する材積を記入すること。

様式第6号

森林所有者が搬出終了後の状況を確認したことが判る書面

未利用材搬出箇所一覧

通し 番号	搬出地	摘要
計		

上記箇所における未利用材の搬出終了後の状況を確認しました。

(確認者署名)

※備考 写真により確認した場合は、その写真を添付。